

# 鳥取縣公報

## 規 則

◇鳥取縣規則第百一號

市街地建築物法施行細則（昭和八年三月三日縣令第三號）を改正する縣規則を次のように定める。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

市街地建築物法施行細則

### 第一章 總 則

（定義）

第一條 この規則において法とは市街地建築物法（大正八年法律第三十七號）を、令とは、市街地建築物法施行令（大正九年勅令第四百三十八號）を省令とは、市街地建築物施行規則（大正九年内務省令第三十七號）をいう。

本書ノ大キサハ規定規格A5判

昭和二十四年十一月一日 火曜日  
第二千五百十九号

2 この規則において通路とは、幅員四メートル未満で一般の交通の用に供する道路をいう。但し、令第三十條第一項に該当するものを除く。

（書類の經由）

第二條 法令省令及びこの規則により知事に提出する申請書又は届書は、建築地を管轄する土木出張所長（鳥取、郡家土木出張所長を除く）を経由しなければならない。

（手続の連署）

第三條 法、令、省令及びこの規則により申請又は届出をしようとする者が、未成年者又は禁治産者であるときは、その法定代理人、準禁治産者であるときは、その補佐人の連署を必要とする。

（他の法令に關係がある場合の申請手続）

第四條 他の法令により建築に關し知事の許可又は認可

若しくは届出を必要とするものについてはその申請又は届出はこの規則による申請書又は届書とともに提出しなければならない。

(工事管理者の設定)

第五條 建築主が建築地に居住しない場合においてはその建築地に居住する者のうちから適当な建築工事管理者を定め連署の上知事に届け出なければならない。

第二章 地 域

(住居地域内の禁止建築物)

第六條 令第一條第十号の規定により住居地域内に建築することのできない建築物は左の通りとする。

一 原動機を使用して製なわ、製むしろ又は木材のひき割若しくはかんな削りを行うもの

二 鋼材のつち打加工場

三 自動車の修理工場

四 鮮魚の加工場

(商業地域内の禁止建築物)

第七條 令第二條四号の規定により商業地域内に建築す

ることのできない建築物は左の通りとする。

一、動力のつちを用い製なわ又は製むしろを行うもの

二 製綿又は古綿の再製を行うもので常時使用する原動機の馬力数の合計が五馬力を超過するもの

第三章 建築線及び壁面位置

(建築線の指定及び告示)

第八條 法第七條但書の規定により建築線を左の通り指定する。

一 通路にありてはその中心線から二メートル後退した線但し河川、崖地又は鉄道敷地の類に接し且つこれに並行するものはその境界線から四メートルを距つた線を建築線とする。

二 道路又は通路の交さする街角においては、法第七條又は前号の規定に拘らず建築線の隅角をせん除長二メートルで等角にせん除した線但し隅角、百二十度以上の場合はこの限りでない。

第九條 前條の規定によるものを除くの外保安、交通上

その他必要と認めるときは法第七條但書の規定により別に建築線を指定することができる。

2 前項の規定による建築線の指定、変更又は廃止は、これを告示する。

(壁面の位置)

第十條 法第十條の規定により建築物の壁面の位置はその主要出入口の面する建築線から左の各号の距離を後退しなければならない。但し敷地が二以上の道路に接し且つ保安上支障がないと認めるときは各号の距離を短縮して壁面の位置を指定することができる。

一 劇場、映画館、興業場、集会場及び公会堂の類で収容定員五百人未満のものは二メートル以上五百人以上千人未満のものは四メートル以上、千人以上のものは六メートル以上

二 百貨店、市場で床面積六百平方メートル未満のものは二メートル以上、床積六百平方メートル以上のものは四メートル以上

三 公衆浴場は二メートル以上

ることのできない建築物は左の通りとする。

一、動力のつちを用い製なわ又は製むしろを行うもの

二 製綿又は古綿の再製を行うもので常時使用する原動機の馬力数の合計が五馬力を超過するもの

第三章 建築線及び壁面位置

(建築線の指定及び告示)

第八條 法第七條但書の規定により建築線を左の通り指定する。

一 通路にありてはその中心線から二メートル後退した線但し河川、崖地又は鉄道敷地の類に接し且つこれに並行するものはその境界線から四メートルを距つた線を建築線とする。

二 道路又は通路の交さする街角においては、法第七條又は前号の規定に拘らず建築線の隅角をせん除長二メートルで等角にせん除した線但し隅角、百二十度以上の場合はこの限りでない。

第九條 前條の規定によるものを除くの外保安、交通上

四 自轉車修理場は二メートル以上

五 自動車々庫で格納自動車一台のものは二メートル以上二台以上のものは四メートル以上

六 倉庫業を営む倉庫は四メートル以上

七 ガソリン注油所、自動車修理工場又は作業場は四メートル以上

2 前項各号の適用に関して新たに建築物の用途を定め又は建築物を他の用途に供するときは、その用途に供する建築物を建築すものとみなす。

第四章 建築物の敷地及び高さ

(建築物の高さ)

第十一條 令第十條の規定により建築物の富さ又はその算定方法を左の通り定める。

一 建築物の敷地が公園、廣場、河川の類に接するときはその幅員又は前面道路の対側まで距離とする。

二 建築敷地が前面道路の対側に公園、廣場河川の類がある場合はその幅員又は対側までの距離と前面道路の幅員との和を越さない限度において令第七條第

一項の一倍四分の一を二倍に、一倍二分の一を二分の二の一とする。

三 建築物の敷地の地盤面が前面道路から六〇センチメートル以上高い場合はその地盤面の高さの二分の一より三〇センチメートル低い位置をもつて道路の位置とする。

四 建築物の敷地が高低の差六〇センチメートルを超える二以上の道路又は通路に接する場合は一の道路又は通路の境界線までの水平距離がその道路又は通路幅員の一倍二分の一以内で且つ二十五メートル以内の区域の外にある建築物各部分の高さは制限のゆるやかな道路又は通路をもつて前面道路又は通路とする。

五 建築物の敷地が道路又は通路の終端にある場合はその道路又は通路の幅員をもつて前面道路又は道路の幅員とする。

2 土地の状況又は建築物の用途若しくは構造により支障がないと認めるときは前項各号の規定に拘らずその

制限を緩和することができる。

3 第一項各号における道路又は通路の幅員とする境界線は令第九條の規定によるものとする。

(建築物の建築面積)

第十二條 令第十四條但書の規定により角地その他の区域を左の通り指定する。

一 幅員六メートル以上の通路二以上に接し且つ敷地の周辺の三分の一以上がその道路に接するもの。

二 公園、廣場、河川の類に接し且つ前号に準ずると認められるもの。

第五章 構造設備

(屋上工作物)

第十三條 省令第二十八條の規定にいう物干、物見台等の屋上工作物で高さ四メートル又は面積十平方メートルを超えるものは不燃材料で構成するか又はおおわなければならない。但し土地の状況により支障がないと認めるときはこの限りでない。

(煙突の高さ及び口徑)

第十四條 省令第十四條の規定により汽かん、営業用風呂釜その他多量の燃料を使用する設備に附属する煙突は高さ地盤面上十五メートル以上、頂上口徑二十五センチメートル以上にしなければならない。但し燃料の種類、量及び土地の状況によつてその増加を命じ又はその減少を許可することができる。

(長屋建の境界の構造)

第十五條 長屋建における各戸の界壁はこれを屋根に達するまで土塗壁その他防火上有効な構造としなければならない。

第六章 工事執行

(建築線指定申請手続)

第十六條 建築線の指定を受けようとする者は別記様式第一号による申請書正副二通に左の事項を明示する土地平面図(縮尺六百分の一)を添えて知事に提出しなければならない。

指定された建築線を変更又は廃止しようとするときも、また同様とする。

一 關係土地の境界線地目及び地番

二 申請する建築線の位置、延長及び建築線間の距離

三 申請する建築線の接続する道路、通路の幅員

四 既存建築線の位置

五 關係道路、通路、用水路、河川の位置

六 申請建築線を標示する標識の位置

七 方位

2 前項の申請書を提出した後その記載事項に変更を生じたときは關係図面を添えて届け出なければならない。

第十七條 前條の申請にもとづいて建築線の指定変更又は廃止をしたときは申請書の副本に別記様式第五号の建築線指定済証印をおして申請者に還付する。

第十八條 申請により指定された建築線の位置は申請書において指定の日から二十日以内に左の方法によりこれを標示して知事に届け出なければならない。但し側溝その他によりその位置があきらかでない場合又は土地の状況により標示がしにくい場合は知事の承認を得て省略することができる。

- 一 建築線の兩端その他指示した箇所に石又は「コンクリート」製の小口六センチメートル角以上長さ五十センチメートル以上の標杭を設置するものとする。
- 二 標杭はその小口を地盤面上十センチメートル露出しその一面を建築線に外接するものとする。

第十九條 建築線の位置を標示した標杭の位置を移動しようとする場合は知事の許可を受けなければならない。(認可を要する建築物)

第二十條 省令第四百三十三條第一項第五号の規定により知事の認可を受けなければならない建築物は左の通りとする。

- 一 令第一條から第三條までに掲げるもの。
- 二 百貨店、舞踏場(舞踏教習場を含む)、公会堂、集会场、公民館、病院、診療所、市場、寄宿舎、遊技場。
- 三 一棟の建築面積百平方メートルを超えるもの。
- 四 罹災地にして知事の指定した区域内の建築物で罹災後三箇月以内に建築するもの、但し仮設建築物は

- 五 都市計画法(大正八年法律第三十六号)第十三條による土地区画土地区画整理の区域内に建築するもの。
- 六 臨時防火建築規則(昭和二十三年建設省令第六号)第六條第一項の準防火区域内に建築するもの。

(建築許可認可申請手続)

第二十一條 法令、省令又はこの規則により建築物の許可又は認可を受けようとする者は別記様式第二号、第三号により申請書正副二通に左の各号の図書を添えて知事に提出しなければならない。但し許可申請については第四号及び第六号を除く。

- 一 案内図、配置図(縮尺二百分の一とし敷地境界線、敷地内建築の配置、前道路の幅員及び建築線と建築物との距離を表示し既存の建築物があるときはその部分と申請部分とき着色その他の方法により區別すること)
- 三 各階平面図(縮尺百分の一又は二百分の一)

四 立面図、基礎伏図、小屋伏図及び軸組図(縮尺百分の一又は二百分の一)

五 断面図(縮尺二十百分の一乃至百分の一とし建築物の高さ軒高及び床高を明示すること)

六 工場、事業場の場合はその関係書類

- 2 前項の申請書を提出した後その記載事項に変更を生じたときはこれを届け出なければならない。
- 3 知事が必要であると認めるときは第一項各号に定めるものの外図書を提出させることができる。

(特殊建築物の認可申請手続)

第二十二條 法第十四條の建築物並びに臨時防火建築規則に該当する建築物及び附帯設備については前條に定めたものを除く外左の各号の書類及び構造上緊要な部分の詳細図を添付しなければならない。

- 一 構造、設備、材料の種類及び寸法その他仕様の概要
- 二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造その他特殊構造の建築物にあつては強度計算書

三 臨時防火建築規則に該当する事項についてはその詳細及びその事項を説明する書類

(建築届出手続)

第二十三條 省令第四百四十四條の届出については第二十一條の規定を準用する。但し添付図書のうち第四号及び第六号を省略することができる。

2 前項の届書を提出した日から十日を経過したときは工事に着手することができる。但し知事が必要と認めるときは着手の延期を命ずることができる。

(許可申請添付書類)

第二十四條 令第三條の二、令第六條の二第二項又は省令第三條の八の規定により許可を受けようとする者は第二十一條に定めるものを除く外地域又は地区の指定変更等の際における建築物の用途、作業内容、敷地面積、建築面積、延面積、原動機馬力数等記載した書類を添えなければならない。

(仮設建築物の許可申請手続)

第二十五條 令第二十九條の二の規定に基く仮設建築物

00370

- を建築しようとする者は第二十一條に準じて申請書を知事に提出しなければならない。
  - 2 前項の場合にあつて移轉した建築物は仮設建築物とみなす。
  - 3 前二項にいう仮設建築物は木造の二階建以下でなければならぬ。但し用途上やむを得ない建築物であつて解体容易なものとして知事の承認のあつたものによつてはこの限りでない。
  - 4 仮設建築物を他に譲り渡したときはその日から十日以内に届け出なければならない。
  - 5 仮設建築物を取得した者はその取得の日から一箇月以内に第一項により申請しなければならない。
  - 6 第一項及び前項の申請について許可をなしたときは告示するものとする。
- (適用区域の設定等による手続)
- 第二十六條 令第二十六條の規定により法適用区域の設定又は地域若しくは地区の指定、変更の場合において建築工事中の建築物又は建築工事に着手しないが設計

ある建築物を建築しようとする者は設定、指定又は変更のあつた日から二十日以内に第二十一條の規定により申請書又は届書を提出しなければならない。

2 前項の申請をする建築物で建築工事中のものは申請書又は届書にその進捗の程度を記載しなければならない。

3

(官公有の土地の使用等証明)

第二十七條 建築の申請又は届出て左の各号の一に該当するときは当該行政の許可を証する書類を添えなければならぬ。但し知事が特に必要がないと認めるときはこの限りでない。

- 一 道路法第一條の道路敷地内に建築しようとするとき。
- 二 公園、河川その他公共の用に供する官公有の土地又は水面に建築しようとするとき。

(許可証、認可証届出済証の交付)

第二十八條 第二十一條又は第廿五條、第二十六條の申請に支障がないと認めるときは申請書副本に別記様式

00371

- 第六号の許可証印又は認可証印を第二十三條の届出に支障がないと認めるときは届書副本に別記様式第七号の届出済証印をおして交付する。
- (届出を要しない建築物)
- 第二十九條 省令第百十四條の二の規定により省令第百四十四條の規定に拘らず届出を要しない建築物は左の通りとする。
- 一 省令第百四十四條第一号又は第二号に該当する建築物でその部分の面積が二十平方メートル、高さ五メートルを超えないもの
  - 二 建築面積を有しない門、かき及びびへい
  - 三 工事用足場、棧橋、ひ小屋の類
  - 四 罹災地に建築する仮設建築物で罹災後三箇月以内に除却するもの
  - 五 節門の類で仮設的なもの
- (建築物の建築の取止め)
- 第三十條 許可若しくは認可を受け又は届出済となつた建築物の建築を取りやめたときは第二十八條の規定に

より交付を受けた許可証又は認可証若しくは届出済証を別記様式第四号の取やめ届書一通に添えて速かに届出なければならない。

(建築物の竣功届)

第三十一條 許可又は認可を受け若しくは届出をした建築物が竣功したときは遅滞なく別記様式第四号の竣功届書一通を提出しなければならない。

(使用認可証交付)

第三十二條 省令第百四十七條の規定により交付する建築物使用認可証は別記様式第八号による。

第七章 工事取締

(標札の掲示)

第三十三條 建築工事中は工事場の外部の見易い個所に別記様式第九号の標札を掲示しなければならない。

2 建築工事中は工事場に建築の許可認可又は届出済の証印のある申請書又は届書の副本をそなえ当該吏員の要求があつたときは呈示しなければならない。

(工事中止その他の措置)

00372

第三十四條 知事は建築工事中の建築物で左の各号の一に該当するときは工事の中止その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 保安上又は衛生上危険若しくは有害と認めるとき
- 二 法、令、省令若しくはこの規則又はこれにもとづいてなす処分に違反する工事をしたとき

- 二 三箇月以上建築工事を中止したとき
  - 三 許可又は認可を受けた日から三箇月経過しても工事に着手しないとき
- (臨検証の様式)
- 第三十六條 省令第四百四十八條の規定による臨検者の証票は別記様式第十号による。

附 則

(許可、認可、届出の失効等)

第三十五條 左の各号の一に該当する場合はその許可又は届認可の取消し若しくは届出を無効とすることができらる。

- 一 虚偽の申請又は届出をしたとき

この規則は公布の日から施行する。

2 この規則施行の際従前の規則によつてなした建築の許可又は認可の申請又は届出はこの規則によつてなしたものとみなす。

様式 第一号

(副) 市街地建築物法による建築線指定申請

昭和 年 月 日

申請者住所氏名印  
代理人又は代表者氏名印  
鳥取縣知事殿

縣 受 附

土木出張所受附

※ 調査事項

00373

(副) の場合は※を条件とする

様式 第二号

(正) 市街地建築物法による建築線許可申請 (届) 書

昭和 年 月 日

建築主の住所氏名印  
鳥取縣知事殿

縣 受 附

土木出張所受附

※ 調査事項

申請の理由				
建築線の長さ		建築線の位置を		
建築線間の距離		標示すべき方法		
関係地の地目地番	種 別	住 所	氏 名	建築線指定についての承諾の印

00374

敷地の地名	縣	郡	村	地目	建設計者 の住所氏名	施行者の住 所の氏名	登録 番号	電話 ( )
主要用途	各棟毎の 用途				敷地所有名 <sup>①</sup>	建築工事管理 住居住所氏名 <sup>②</sup>		電話 ( )
工種	新築、増築、 更、築造	改築、移轉	大修繕、大改 修	平方 メートル				電話 ( )
建築面積 積算	平方 メートル	敷地面積	平方 メートル	建設 面積に 対する割合	都市計 画路	有、無	路線名	電 ( )
床面積 積算	平方 メートル			%	都道			
敷地に接する 主要道路の 幅	平方 メートル	総工費	円	現在馬力数			申請馬力数	
	メートル							

註 1、主要用途欄には住宅作業場工場及び学校等のように建物の主要用途を記入する。  
 2、工事種別欄には該当文字を○にかかむこと。

様式 第三号

構造設備調査										
建築物の番号	第	号	用途	地下	階建 階	関係法令の 適用の有無	臨時建築制限規則、臨時防 火建築規則、特殊建築規則 消防法	認可許可届済の日より 起工予定日	認可許可届済の日より 起工昭和 年 月 日	竣工昭和 年 月 日
構造種別	高	造	造	造	造	造	造	造	造	造
高さ	最高	メートル	軒高	メートル						
階別	階	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル	平方 メートル					
各階										

00373

面積	合計				防火構造	軒裏 壁面 開口部 窓の面積	平方 メートル
	同	同	同	同			
面積	同	同	同	同			
構造の概要	基礎	組					
	軸	組					
	外	壁					
	軒	裏					
	屋	根					
	開口部	窓					
	出入口						
	その他						

註 1、この用紙は建物1棟ごとに一枚ずつ使用すること。  
 2、関係法令適用の有無欄には適用法令名を記載し○印を附する。  
 3、工事費とは建築費附帯設備費その他を含んだものとする。

様式 第四号

00376

市街地建築物法による建築物築造工事竣功(取上)届書

昭和 年 月 日	縣 受 附
申請者住所氏名印	
工事施工者住所氏名印	
鳥取縣知事殿	土木出張所受附
※ 調 査 事 項	
工事施行場所	
用途	許可又は届
工事種別	竣功(取上)期日
建築物構造	建築面積
工事費	延面積
	平方米
	平方米
	年 月 日
	年 月 日

様式 第五号

建築線指定済証  
鳥取縣  
昭和 年 月 日  
第 号

様式 第六号

建築許可証  
鳥取縣  
昭和 年 月 日  
第 号

様式 第七号

仮設建築許可証  
鳥取縣  
昭和 年 月 日  
第 号

建築認可証  
鳥取縣  
昭和 年 月 日  
第 号

00377

様式 第八号

第 号

建築物使用認可の証

昭和 年 月 日

鳥 取 縣

15cm

様式 第九号

表

第 号

建築物及建築工事  
臨 建 証

昭和 年 月 日

鳥 取 縣

裏

官職  
氏名

市街地建築物法施行規則  
抜萃第四百八十八條地方長  
官は

様式 第十号

建築物築造認可(許可又は届)済

認可年月日

交付番号

建築物の用途

建築物の規模(建築面積及延面積)

建築主(住所氏名又は名称及代表者の氏名)

施工者(住所氏名又は名称及代表者の氏名)

鳥 取 縣

建築主 住所氏名

建築物 所在地  
使用目的

摘要

10cm

15cm



◇鳥取縣規則第百二号

商工資材事務所及び陸運事務所設置規則を次のように定める。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

商工資材事務所及び陸運事務所設置規則

第一條 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）第七十四條の二の規定に基き、同令第六十九條第五号及び第六号に掲げる事務を処理されるため、それぞれ商工資材事務所及び陸運事務所を置く。

第二條 商工資材事務所及び陸運事務所の位置、名称及び管轄区域は次のとおりとする。

位置	名 称	管轄区域
鳥取市	鳥取縣商工資材事務所	鳥取縣の区域
鳥取市	鳥取縣陸運事務所	鳥取縣の区域

第三條 商工資材事務所及び陸運事務所に事務所の長を置き、地方事務官又は技官をもつてこれに充てる。

前項の事務所の長は知事の命を受けて当該事務所にお

いて所掌する事務を処理し、所部の職員を指揮監督する。

第四條 商工資材事務所に次の課を置く。

総務課

- 一、所掌に属する事務の総合調整に關すること。
- 二、人事、文書、會計及び厚生に關すること。
- 三、輸送に關すること。
- 四、調査及び統計に關すること。
- 五、勞務物資の配給に關すること。
- 六、指定生産資材及び石油製品の配給の總括に關すること。
- 七、所掌事務に關する臨時建築等制限規則に關すること。
- 八、他課に属しない事項に關すること。

資材課

- 一、所掌事務に關する指定生産資材の割當に關すること。
- 二、所掌事務に關する石油製品の配給に關すること。

三、纖維機械設備制限規則に關すること。

第五條 陸運事務所に次の課を置く。

輸送課

- 一、所掌に属する事務の総合調整に關すること。
- 二、文書、人事及び會計に關すること。
- 三、道路運送事業及び自動車道事業の監督及び指導に關すること。
- 四、道路運送に關する輸送の実地計画、調整及び監査に關すること。
- 五、道路運送に關する道路の調査及び研究に關すること。
- 六、その他道路運送の發達、改善及び調整に關すること。
- 七、他課に属しない事項に關すること。

整備課

- 一、自動車の再生及び整備に關すること。
- 二、軽車輛の生産及び整備に關すること。
- 三、自動車の検査及び登録に關すること。

- 四、自動車の割當に關すること。
- 五、所掌事務に關する指定生産資材等の割當及び監査に關すること。
- 六、所掌に係る事業に従事する者の勞務物資に關すること。

燃料課

- 一、自動車用石油製品及び油脂の割當及び監査に關すること。
- 二、自動車用薪炭その他の代用燃料の割當及び監査に關すること。
- 三、自動車用タイヤ、チューブの割當及び監査に關すること。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告示

◇鳥取縣告示第五百九十九号

兒童福祉法による措置等のために支出する費用の基準を次のように定める。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、事務費

施設種別	施設名	所在地	月	額	備考
盲ろうあ 児施設	縣立積善学園	鳥取市湯所町七一、二八〇	九月、十月分		
二、事業費 (收容兒童一人一日当)					
施設種別	賄	費	その他事業費	計	備考
盲ろうあ 児施設	三二円一六錢	一三円六四錢	四四円八〇錢		

◇鳥取縣告示第六百号

次の者に対し兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十四年十一月一日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第六百一号

昭和二十三年十二月厚生省令第六十三号兒童福祉施設最低基準第二項の規定により兒童福祉施設の指導及び監督を担当する吏員を次のように指定並びに指定を取消する。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

所 属	職 名	氏 名	指定又は指 定取消の別	証票番号
氣高地方事務所	鳥取縣事務吏員	大岩利雄	取消	七
同	同	原田幸則	指定	一一

◇鳥取縣告示第六百二号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

00381

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町大字円谷二〇六

井上 松子

一、指定の場所

東伯郡倉吉町大字円谷一六三、一六二ノ一、二四二ノ三番地内

一、建築線の延長

四五、〇メートル

一、建築線間の距離

四、〇メートル

一、図面

(省略)

◇鳥取縣告示第六百三号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録年月 昭和二十  
四年十月  
十九日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録 (シ)第一四号	昭和二十 四年十月 十九日	共立建設有限公司	鳥取市東品治町一〇ノ二	取締役社長 生駒 富雄
同 第一五号	同	同和建設株式会社	同古市一番地	同 吉村 英吉
同 第一六号	同	大一建設株式会社	同本町四丁目十四番地	同 田中 良一
同 第一七号	同	森 種 組	西伯郡大幡村岸本二五八ノ五	取締役社長 森本 繁藏
同 第一八号	同	日進土建有限公司	米子市万能町一番地	同 森本 繁藏
同 第一九号	同	先本興業所	同兩三柳一一三七番地の二	先本喜一郎

同 第二〇号	同 大 沢 組	西伯郡境町浜の町六〇番地	取締役社長	大 沢 章二
同 第二二号	株式会社大山土建	同大高村尾高一三七〇番地	同	山 上 和
同 第二三号	上杉建設株式会社	同光徳村豊成四六八番地	同	上 村 熊雄
同 第二四号	松 岡 組	米子市道笑町三丁目百十一番地	取締役社長	松 岡 莊博
同 第二五号	米子鉄道工業株式会社	同末廣町九番地	同	下 垣 梅市
同 第二六号	長谷川組	同道笑町二丁目一七九	同	長谷川幾喜
同 第二七号	下 本 組	西伯郡大高村尾高一〇七〇ノ一	取締役社長	下 本 光雄
同 第二八号	有限会社井田組	米子市角盤町三丁目二十七番地	同	井 田 文一
同 第二九号	鳥取日産興業所	鳥取市川外大工町五〇ノ三	取締役社長	中 川 信正
同 第三〇号	末廣土建工業株式会社	同品東治町五十八番地二四	同	池 谷 秀雄
同 第三一号	双葉建設株式会社	同本町二丁目二十三番地	同	沢 千賀藏
同 第三二号	徳 重 組	氣高郡鹿野町鹿野六六六番地ノ一	同	徳 重 近晴
同 第三三号	田 川 組	鳥取市元鑄物師町七十六番地	取締役社長	田 川 春信
同 第三四号	智頭土建株式会社	八頭郡智頭町智頭二〇五二番地一	同	大坪市次郎
同 第三五号	因美建設株式会社	同 一六〇〇番地一	同	酒 本 増藏
同 第三六号	竹 内 組	同丹比村南三五一番地	同	竹 内 実藏
同 第三七号	中国土建株式会社	同智頭町智頭四二三番地	取締役社長	酒 本 莊藏
同 第三七号	八頭土木建築有限公司	同賀茂村那家三二五	同	山 野 豊美

同 第三八号	同 有限会社大鳥組	鳥取市西町二一九番地	同	田 中 勘次
同 第三九号	東亞造船工業株式会社	東伯郡倉吉町宮川町一九五ノ二三	同	高 田 重治
同 第四〇号	吉田建設株式会社	同 一五九	同	吉 田 照一
同 第四一號	石田建設合資会社	同小鴨村岡田一九〇二	同	石 田 永壽
同 第四二號	共榮木材工業株式会社	同倉吉町越中町一五六七	同	渡 辺 榮
同 第四三號	株式会社岡田組	岩美郡本庄村本庄	同	岡 田 長平
同 第四四号	有限会社井木組	東伯郡赤碕町赤碕七二七番地	同	井 木 善吉
同 第四五号	村 津 組	鳥取市片原一丁目二八番地	同	村 津 民藏
同 第四七号	横 山 組	氣高郡美穂村向国安二三一番地	同	横 山 勇治
同 第四八号	吉 川 組	鳥取市職人町九番地	同	吉 川 乙彦
同 第五〇号	塩 谷 組	同賀露町八三六番地	同	塩 谷 三藏
同 第五一號	明治機械製作所	東伯郡倉吉町明治町一〇二二番地	取締役社長	齊 木 久壽
同 第五二號	東伯建設株式会社	同宮川町	代表社員	山 脇 房吉
同 第五三號	合資会社大内組	鳥取市吉方八〇一番地	同	岡 田 哲夫
同 第五四号	山 下 組	岩美郡浦富町一七六〇番地	同	山 下 修一
同 第五五号	下 川 組	西伯郡外江町七九二番地	同	下 川 常治
同 第五六号	竹 田 組	米子市富士見町一丁目四三番地	同	竹 田 正巳
同 第五七号	田 守 組	西伯郡五千石村八幡四七七ノ一	同	田 守 梅太郎

同 第五八号	同	深田電氣通信工事株式会社	米子市角盤町二丁目六番地	取締役社長	深田 忠之
同 第五九号	同	矢藤組	同河崎二八二二番地		矢藤 堯運
同 第六〇号	同	竹田組	同塩町四五		竹田 政藏
同 第六一号	同	山陰瓦斯工業有限公司	同茶町三五番地	代表取締役	松田 正雄
同 第六二号	同	北出建築事務所	同角盤町二丁目一〇五		北出 箕吉
同 第六三号	同	大衆合同日本建設株式会社	同一丁目九八番地	取締役社長	吉村 武雄
同 第六四号	同	田路組	同朝日町四七番地		田路 朝一
同 第六五号	同	武 組	西伯郡大篠津村一五三九番地		武 桂治
同 第六六号	同	藤本組	同大幡村吉長五四番地		藤本源四郎
同 第六七号	同	久古組	米子市万能町六四番地		久古 一夫
同 第六八号	同	永見組	西伯郡中浜村佐斐神一四七七番地		永見 誠藏
同 第六九号	同	陶山土木建設株式会社	同大山村佐摩三六九番地	取締役社長	陶山 壽
同 第七〇号	同	福原工務所	米子市角盤町一丁目一六番地		福原 経義
同 第七一号	同	米子工業建設株式会社	同二丁目一〇九番地	取締役社長	林原 美清
同 第七二号	同	大原組	同末廣町二番地		大原 廉男
同 第七三号	同	安田組	西伯郡大高村岡成二七三		安田 亮賢
同 第七四号	同	有限会社丸山組	同御來屋町一五六番地	取締役社長	小倉 巖
同 第七五号	同	吉本組	米子市末廣町五番地		吉本 武義

同 第七六号	同	橋井建設	西伯郡逢坂村塩津		橋井 朝光
同 第七七号	同	小野組	同尙徳村榎原		小野 鹿朗
同 第七八号	同	瀨尾組	米子市末廣町二番地		瀨尾 勇
同 第七九号	同	有限会社笠井建設	同万能町三八	取締役社長	笠井金治郎
同 第八〇号	同	遠藤組	西伯郡上長田村上中谷六三〇番地		遠藤 忠治
同 第八一号	同	小村組	米子市角盤町四丁目一八番地		小村 一夫
同 第八二号	同	有限会社大東組	同車尾二五四ノ一	取締役社長	大東 利英
同 第八三号	同	井筒組	同七八九番地		井筒 汎三
同 第八四号	同	福田工務店	同道笑町二丁目一八九		福田 孝壽
同 第八五号	同	中山土建林業株式会社	鳥取市富安二二七ノ二	取締役社長	中山 牧藏
同 第八六号	同	中野組	岩美郡宇倍野村下麻生二〇一番地		中野 淺藏
同 第八七号	同	鳥取水道工業株式会社	鳥取市上魚町三九番地	取締役社長	平賀 傳一
同 第八八号	同	西尾組	同古市一番地		西尾吉太郎
同 第八九号	同	釜田定幸	同鹿野町一四番地		釜田 定幸
同 第九〇号	同	有限会社林工務店	同桶屋町四〇番地	取締役社長	林 義雄
同 第九一号	同	米村組	同賀露町八三〇番地ノ四		米村芳次郎
同 第九二号	同	沢田組	同西品治町五七七番地		沢田松次郎
同 第九三号	同	福本組	東伯郡浦安町下伊勢四二三番地		福本 武雄

同 第九四号	同	河田工務店	同倉吉町住吉町九六番地	河田 勉三
同 第九五号	同	笠見 組	同西郷村伊木一七八	笠見 京藏
同 第九六号	同	大島土建工業株式会社	同上井町上井二九六ノ四	大島 太一
同 第九七号	同	大川土建合資会社	同倉吉町大正町	大川 若松
同 第九八号	同	倉吉工務所	同宮川町	金田 二郎
同 第九九号	同	小谷 組	同泊村泊七八七番地	小谷庄左衛門
同 第一〇〇号	同	船越 組	米子市道笑町一丁目一八番地	船越 精一
同 第一〇一号	同	安田 組	鳥取市岩倉四七七	安田 善雄
同 第一〇二号	同	白田 組	同吉方町七八二番地	白田 達雄
同 第一〇三号	同	石田 組	日野郡二部村福居	石田 國春
同 第一〇四号	同	宮本 組	同黒坂町黒坂	宮本 嘉吉
同 第一〇五号	同	若月工務店	同根雨町根雨七五〇	若月 次雄
同 第一〇六号	同	白田 組	鳥取市桶屋町二一番地	白田 一昭
同 第一〇七号	同	有限会社松本組	同東品治町六八	取締役社長 松本 権三
同 第一〇八号	同	株式会社大垣組	同吉方二六三番地	取締役社長 大垣 喜七
同 第一〇九号	同	竹炭工務店	東伯郡由良町由良宿一八六二番地	竹炭 太郎

鳥取縣告示第六百四号

昭和二十四年十月鳥取縣告示第五百五十四号建設業法  
 (昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により建設業者登録簿に登録されたものの登録番号を次のように改める。

昭和二十四年十一月一日  
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

登録番号 「鳥取縣知事登録 (S) 第四号」を「鳥取縣知事登録 (S) 第一一〇号」に改める。

鳥取縣告示第六百五号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
 一、建築主の住所氏名 鳥取市丸山町二四六ノ一  
 伊吹 武雄

- 一、建築物の位置 鳥取市丸山町一三三ノ三
- 一、同 用途 住宅
- 一、同 構造 木造 瓦葺 平家建一棟
- 一、同 規模 建築面積 六七、二平方メートル 突出する部分 四、〇平方メートル
- 一、許可條件
- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

00388

◇鳥取縣告示第六百六号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 米子市東福原三二〇 綾木 一雄

一、建築物の位置 米子市博労町四丁目九〇ノ一

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 一三三、〇平方米

突出する部分 二二、〇平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届

出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百七号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように低設建築物の建築物を許可した。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字大正町一〇七 岡本 一雄

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字大正町一〇七 一七

一、同 用途 店舗

一、同 構造 木造 亜鉛鉄板葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 一五、五平方米

突出する部分 一一、〇平方米

00389

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第六百八号

昭和二十四年六月鳥取縣規則第四五号鳥取縣消費地域生鮮水産物配給規則第二條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の指定荷受機関として登録した。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者住所氏名 西伯郡高麗村大字今津 伯州水産株式会社 取締役社長 山崎 讓こと 唐來 久一
- 二、登録の種類 生鮮水産物指定荷受機関
- 三、登録番号 第一三三号
- 四、取扱水産物の種類 生鮮水産物
- 五、営業所又は事業場の位置 西伯郡高麗村大字今津三一四

◇鳥取縣告示第六百九号

昭和二十二年四月農林省令第二十八号生鮮水産物配給規則第四條第一項の規定により次のものを生鮮水産物の公認出荷機関として登録した。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者住所氏名 鳥取縣西伯郡境町榮町一三 漁民漁業協同組合 組合長理事 酒井 都郷

- 一、登録の種類 生鮮水産物公認出荷機関
- 二、登録番号 第四六号
- 一、取扱水産物の種類 生鮮水産物
- 一、営業所又は事業場の位置 西伯郡境町榮町一三 漁民漁業協同組合

◇鳥取縣告示第六百十号

狂犬病予防のため昭和二十四年十一月五日から十二月三十一日まで家畜傳染病予防法第十七條の規定により次の要領で野犬掃蕩を行う。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、家畜防疫委員は野犬捕獲班を指揮し期間中管内を巡回し徘徊する犬で畜犬鑑札並びに狂犬病予防接種済の証票をつけていないものを捕獲抑留する。

一、抑留した犬は家畜傳染病予防法施行規則第二十一條の規定による公示を市町村役場に掲示した上、二十四

時間以内に所有者又は保管者から犬の返還の請求がないときはその犬を処分する。

◇鳥取縣告示第六百十一号

木炭需給調整規則(昭和二十四年農林省令第七十四号)第四十二條但書の規定に基づいて木炭の生産者がその生産した木炭を消費する数量及び消費期間を次のように定める。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、消費數量 一戸当り 一二〇砵

二、消費期間

昭和二十四年十一月一日から  
昭和二十五年三月三十一日まで

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第四十八号

昭和二十五年進學適性検査を左記要領により実施する。

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣教育委員會

記

昭和二十五年進學適性検査実施要項

- 一、受験資格 新制大学及旧制専門學校受験有資格者
- 二、願書締切期 昭和二十四年十一月十五日(火)

但し新制大学入學資格認定試験合格者の願書締切日は昭和二十四年十一月三十日

(水)

三、受験料 一〇〇円

四、検査期日 昭和二十五年一月三十一日

五、検査場 第一検査場 鳥取市東町 鳥取大学学芸学部  
第二検査場 東伯郡上井町 鳥取青年師範学校  
第三検査場 米子市西町 鳥取大学医学部

六、申込場所 鳥取市東町 鳥取大学内進學適性検査鳥取縣管理審査会

備考 一、願書用紙は出身學校から交付する。

二、志願者は出身學校を経由して出願のこと。

三、詳細については管理審査会に問合せること。

公 告

◇資格審査結果公告第五十三号

(自昭和二十四年十月一日  
至昭和二十四年十月三十日)

昭和二十四年十一月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう、市町村役場に編つて保存するもので

ある。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数

九六名

非該当決定者

九六名

審査を受けた公職及び其の氏名

(イ) 現職者

○鳥取縣民生委員

鳥取市	林 千代野	松谷 重子	佐久間実夫
	山口 清美	藤井 信治	佐々木なか
	前田惣次郎	米沢美枝野	西垣 常子
	小谷 令子	竹内 義衛	
賀茂村	豊田 憲夫	鎌谷 庄平	松本房太郎
	今島 喜平		

八東村	本田 惠治	西田亮太郎	中切 頼行
池田村	福山 葛子	本田 天信	
社 村	下田 鶴藏	坂本 馨	
美穂村	横山 寅		
末恒村	中谷 宜春		
勝谷村	梅津治郎平	山下 勇	高田 吉治
成実村	佐藤 重壽		
賀野村	梅原 恭二		
五千石村	田辺 清	長谷川順治	
淀江町	柄川 益子	吹野 礼子	
所子村	岡田 辰巳		
二部村	影山 仁	武田 ちゑ	中田 光壽
	梅田 浩二		
福榮村	花倉 順三	西村 実	
石見村	太田 信一		
神奈川村	藤原八郎治	浦部 延壽	石原 初子
	木嶋 義輝		
日光村	松原智恵子	新見 修	

○市部普通公職者

鳥取市 佐川 秀逸

社 村 高井 壽雄

下田 壽延

旭 村 高木啓太郎

○水利組合公職者

大瀬用水堰及用悪水路普通水利組合

岩本 太郎

七ヶ堰普通水利組合

井原 傳市

野口 延雄

砂原用水堰及用悪水路普通水利組合

葛尾 林藏

三朝用水堰及用悪水路普通水利組合

岡本喜八郎

横手用水堰及用悪水路普通水利組合

松原 繁男

米金井手普通水利組合

松原 定一

砂口 進

○農業共済組合公職者

大正村 沢田 時春

中田 勇

佐々木秀雄

大篠津村 大西 忠夫

高麗村 奥田 一憲

(四) 公選による公職の候補者

○町村会議員立候補者

江尾町 川上 豊

竹内 普

松原 利作

日光村 谷口 貞市

松本 熊太

(イ) 昇任又は昇命予定者

縣建設業審議会委員

小原 実

藤原 爲一

原田 喜三

小谷嘉平治

山本 哲雄

山脇 菊治

崎田 正壽

入江 博

深田 貞芳

川口 政美

前田 吉藏

小谷 博通

村上 豊光

田中 貞男

田中八五郎

土居 八郎

手島 祐

松波 長壽

中島清一郎

米原 益孝